

お知らせ

ワイド版



証明窓口サービスが土日もご利用いただけます！

●利用日を拡大します

現在、毎週土曜日に住民票及び戸籍謄
(抄)本の発行を実施して
おりますが、本年4月か
ら土・日曜日の両日とも
窓口業務を行います。



○実施日

毎週土・日曜日

(ただし、年末年始はお休みです。)

○実施場所

麻生庁舎 一階 総合窓口課

○実施時間

午前8時30分～午後5時15分

●証明書発行を拡大します

これまで、住民票、戸籍関係の証明書
の発行のみでしたが、4月以降、税関係
証明書の発行や旅券の交付などを新たに
行います。

業務の拡大を図りましたが、平日に比

市役所の業務終了
時間が午後5時15
分になります。
国家公務員等の勤務
時間の変更に伴い、4
月1日から業務終了時
間が午後5時30分から
5時15分に変更になり
ます。
なお、公民館・図書
館・運動場の利用時間
は、変更はありません。

べて、業務の範囲が限られておりますの
で、休日に来庁される場合は、事前に電
話で確認されることをお勧めします。

電話 0299-172-0811

●埋火葬許可証の発行は

休日(土・日曜日)及び祝日の許可証
の発行は、麻生・北浦・玉造庁舎で行っ
てきましたが、4月からは、麻生庁舎の
みの実施になります。

なお、祝日の場合は、当直員が対応し
ますので、来庁する前に電話連絡をお願
いします。

土日に来庁される場合には事前に
電話での問合せをしていただくと
確実です。
ご協力をお願いいたします。



生涯学習課が 北浦公民館に移転

教育委員会生涯学習課が北浦公民
館1階事務室に移転しますのでよろ
しくお願いたします。

北浦公民館 1階



生涯学習課

ロビー 玄関

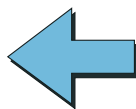
〒311-1704
行方市山田 2175
TEL 0291-35-2111 (代表)
FAX 0291-35-3773
※電話番号は変更ありません

北浦庁舎 2階



学校教育課
生涯学習課
教育長室

〒311-1792
行方市山田 2564-10
TEL 0291-35-2111 (代表)
FAX 0291-35-0404



行方市の農業振興地域整備計画の見直しを実施します

農林水産課（北浦庁舎） TEL 0291-35-2111

【農業振興地域整備計画の見直しについて】

行方市では、平成22年度から平成23年度にかけて行方市の農業振興地域整備計画（農振計画）の見直しを行います。この農振計画は、「農業振興地域の整備に関する法律（農振法）」に基づいて、おおむね10年先を見通した農業を振興するための総合的基本計画として定められたものです。現在、行方市の農業振興地域整備計画は、麻生地域、北浦地域、玉造地域の旧町ごとに定められていますが、今回の見直しにより行方市全域の計画として策定されることになります。

【農用地区域について】

農業振興地域には、農用地として利用するための「農用地区域」が指定されています。農用地区域の農地は、原則として農業以外の目的には利用できません。

*農用地区域からの除外について

農用地区域に指定されている農地を、やむを得ず、農業以外の目的に利用する場合は、農振法第13条第2項の要件を満たし、更にその目的について、農地法、都市計画法、建築基準法などの他法令による許認可が見込まれる必要があります。

この要件を満たしていることを条件に「農業振興地域整備計画の変更（農振除外）」手続きが必要となりますので、事前に農林水産課へご相談ください。（完了まで、申出締切日から約5ヵ月の期間を要しますのでご注意ください）

農振除外の要件（農振法第13条第2項※）

1. 農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であり、農用地区域外の土地をもって代えることが困難であること
2. 農用地の集団化、農作業の効率化、その他土地の農業上の効率的・総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと
3. 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること
4. 農用地区域内の保全施設等有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと
5. 土地改良事業等の受益地である場合は、その事業実施後8年を経過していること

※平成21年12月から改正農地法等が施行され、農用地区域からの除外が厳格化されました。

*個別の農振除外（随時変更）の申出書受付は、年に3回予定されています。

年度	第1回受付締切日	第2回受付締切日	第3回受付締切日
平成22年度	平成22年5月31日	平成22年9月30日	平成23年1月31日



平成23年度は農振除外の手続きを一時停止します！

行方市の農振計画見直しは、平成22年度に市内各地域の情勢調査（基礎調査）及び関係機関との調整を行い、平成23年度に計画確定の手続きを行う予定です。このため、平成23年度中は、農振除外手続きを一時停止いたしますので、計画のある方はお早めに農林水産課へお申出ください。

広告募集

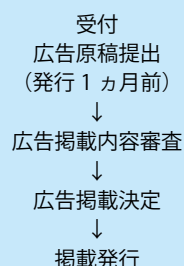
「市報行方」へ 広告を掲載しませんか

市では「市報行方」に有料広告を掲載される方を募集しています。

詳しくは秘書広聴課まで

〒311-3892 行方市麻生1561-9

TEL 0299-72-0811 FAX 0299-72-2174



こんな症状ありませんか？

冷え性・肩こり・腰痛・不眠・頭痛・五十肩・筋肉痛etc
各種痛み等でお悩みの方、ぜひ一度ご相談ください。

超短波療法・EMS運動法・高周波療法

負荷療法・低周波療法

【家庭用電気治療器販売】

イトーレーター東日本メディカル 茨城

TEL/FAX 0299-72-1370 携帯 080-5034-4750

営/9:30~17:30 休/不定休 予約制

行方市島並257-2 代表 大里淳一 事前にお電話でご予約をお願いします。

ちよつと最近太っ
てしまってダイエット
したい貴女そんな
貴女に朗報...



このコーナーでは、学校の統廃合に関する情報をお伝えします。

麻生地区統合小校名

公募に781通

麻生地区の統合小学校2校の名称を昨年12月に募集した結果、応募件数は781通に達しました。西浦側小学校には674件、北浦側小学校には620件の応募があり、それぞれの地名や所縁のある名前、「麻生」や「行方」の冠を付した名前など、合わせて200以上が寄せられました。ご協力ありがとうございました。

応募結果の概要は次のとおりです。
応募用紙配布

- ① 麻生地区区長（班長）を通じ各世帯へ 4,000部
- ② 幼稚園児・児童・生徒へ

③ 「市報なめがた」に掲載
11,000部

応募数

- ① 総数 781通
- ② 区長経由 568通
- ③ 園・学校経由 168通
- ④ 窓口預かり 30通
- ⑤ 郵便・FAX 15通

回収率

- ① 区長経由 14・2%
- ② 園・学校経由 13・2%

主な名称

（応募数の多かったもの、50音順）

- 西浦側小学校
- 麻生（あそう）
- 麻生第一（あそうだいいち）
- 麻生西（あそうにし）
- 白帆（しらほ）
- 行方（なめがた）
- 行方第一（なめがただいいち）
- 行方西（なめがたにし）
- 西浦（にしうら）
- 西浦側（にしうらがわ）
- 北浦側小学校
- 麻生北（あそうきた）
- 麻生第一（あそうだいいち）
- 麻生第二（あそうだいいち）
- 麻生東（あそうひがし）
- 太田（おおた）
- 北浦（きたうら）
- 蔵川（くらかわ）
- 行方第二（なめがただいに）
- 大和（やまと）

麻生小・麻生東小案を決定

校名検討委

麻生地区統合小学校校名検討委員会第3回会議が1月26日行われ、応募のあった校名とその理由をもとに、各委員から活発な意見が出されました。しかし、校名を選定するには至らず、引き続き協議することとなりました。これを受け、第4回会議が2月25日に行われ、2統合小学校の名称選定の協議が行われました。

協議の結果、西浦側の統合校の名称を「麻生小学校」（案）に、北浦側の統合校の名称を「麻生東小学校」（案）とすることが決定されました。

校名の理由として、麻生小学校の「麻生」は、「麻生藩陣屋跡の場所に立地し、旧町の名称であり歴史的にゆかりのあること。校名応募で多数を獲得し、統合後も親しみやすいこと」を挙げています。また、麻生東小学校の「麻生東」は、「旧町の名称を残しつつ新しい校名を付けることで、太田・大和地区の一体感が期待できること。麻生地区の東方向に位置していること」を挙げています。

先に決定していた「麻生中学校」（案）を加え、これと同委員会の目的であった麻生地区の統合学校3校の校名が全

て決定されました。今後は、市教育委員会への承認を得た後、市長が市議会に新校名を盛り込んだ市立学校設置条例改正案を提出し、可決されたときに正式に新校名が決定することになります。

統合校の進捗状況と

今後の予定

■麻生中学校

麻生運動場北側の建設予定地内の付替道路設計、地質調査、用地測量が終了し、引き続き校舎の基本設計・実施設計、外構工事の設計等を行っています。間もなく付替道路の工事に取り掛かり、秋口に完成予定です。校舎の工事は9～10月に開始する予定です。

◆麻生小学校

現在、耐震補強及び大規模修復のための実施設計に取り組んでおり、7月に完了する予定です。その後工事に取り掛かり、来年3月に完成予定です。工事は、児童の修業時間と併行して行われるため、教室の移動や騒音、入場制限等でご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

▼麻生東小学校

平成23・24年度に、校舎修繕や新体育館建設等を実施する予定です。

税金

のお知らせ

確定申告の内容が間違っていた場合は

確定申告をした後で計算誤りなど申告した内容に間違いがあることに気付いたときは、次のような手続きで申告した内容を改めます。

-- 税額を多く申告していたとき --

納付すべき税額が過大であるとき、純損失等の金額が過少であるとき、還付される金額が過少であるときなどは、更正の請求をすることができます。

更正の請求をする場合は、「更正の請求」に、必要事項を記入して所轄の税務署長に提出してください。更正の請求ができる期間は、原則として、法定申告期限から1年以内ですから、平成21年分の所得税については平成23年3月15日（火）、個人事業者の消費税及び地方消費税については平成23年3月31日（木）までとなります。

更正の請求書が提出されますと、その内容を調査し、その請求内容が正当と認められたときは、更正が行われ納めすぎの税金が還付されます。

-- 税額を少なく申告していたとき --

確定申告書を提出した後で、税額を少なく申告していたことに気付いたときは、「修正申告」をして正しい税額に訂正してください。

修正申告をする場合は、「申告書B第一表」と「第五表（修正申告書・別表）」の用紙に、必要事項を記入して所轄の税務署長に提出してください。修正申告は、税務署から更正を受けるまではいつでもできますが、なるべく早く申告をされるようお勧めします。

なお、過少申告加算税がかかる場合があります。修正申告によって新たに納付することになった税額は、修正申告書を提出する日（納期限）までに納めてください。この納付する税額には、法定納期限（平成21年分の所得税は平成22年3月15日（月）、消費税及び地方消費税は平成22年3月31日（水））の翌日から完納する日までの期間について延滞税がかかりますので、併せて納付してください。

詳しくは、国税庁ホームページ【www.e-tax.nta.go.jp】で確認されるか、税務署におたずねください。（潮来税務署：0299-66-6931）

◇ 納税は口座振替で ◇

固定資産税、軽自動車税、市・県民税、国民健康保険税は、納め忘れがなく、現金を持ち歩く必要のない口座振替が便利で安全です。

申込書は金融機関窓口、市役所各庁舎窓口に用意してあります。